

告 示

埼玉県告示第二百五十八号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律第十七号）第七条
第一項の規定による特定農業用ため池の指定を解除したので、同条第五項において
準用する同条第三項の規定により公示する。

令和五年三月十日

埼玉県知事 大野 元裕

特定農業用 ため池の名称	特定農業用ため池の所在地	指定の解除の 年 月 日
弁天池	埼玉県本庄市児玉町入浅見字摘田四百 二十七番	令和五年三月十 日
馬内池	埼玉県本庄市児玉町高柳字丙馬内六百 四十二番	令和五年三月十 日
大町池	埼玉県本庄市児玉町秋山字大町六百二 十三番	令和五年三月十 日